

中国商標法改正案に対する日本国特許庁からのコメント

1. 地方で傘下機構を設置することができる点について(2条)

仮に設置された場合、どのような業務を行うのか教示されたい。(例:相談業務、出願の受付)。また、実施条例、審査基準等により各地方での運用上の不徹底や相違がないように業務徹底と監視制度の明確化、業務の質の均一性の維持をお願いしたい。(産業界からも同意見あり)

2. 商標の概念について(6条)

いわゆる新しいタイプの商標が保護されると理解しているが、審査基準又は条例等により、単一の色彩、音声、匂い等の出願可能な商標の態様の具体的な開示をお願いしたい。(産業界からも同意見あり)

3. 誠実信用の原則について(7条)

(1) 第7条第2項における「誠実信用の原則」とは具体的にはどのような原則か確認させていただきたい。(産業界からも同意見あり)

(2) 出願の拒絶理由として規定されていないが、当該原則に違反した場合どのような法的効果があるのかについて確認させていただきたい。

(3) 第1条の立法趣旨を踏まえて、我が国商標法第4条第1項第19号に規定されるような「不正目的による外国の周知商標使用を登録の拒絶理由とする規定」を明示的に設けることについてご対応をお願いしたい。

(産業界からも同意見あり)

4. 商標使用に関する商標権侵害行為について(8条)

侵害行為との関係からも、第8条に規定する商標の使用に「輸出」「輸入」を明記することについてご検討をお願いしたい。

5. 出願書類に記載する商品・役務名(13条)

分類表に記載されていない商品・役務すべてについて説明を要するのではなく、絶対的審査の課程でどのような商品・役務か不明と判断された商品・役務のみ説明を行うことを求めるようお願いしたい。

(産業界からも同意見あり)

6. 送達住所の要求(16条)

(1) 16条によれば「30日以内に商標主管機関に通知しなければならない。」とされ、解説には「当該住所の変更は...期限を延長してはならない」としているが、期限を延長してはならないとすると、シンガポール条約に対応していないのではないかと考えられるが、この点について確認させていただきたい。

(2) 「法的責任は出願人又はその代理人が負う」と規定されているが、その「法的責任」を具体的にはどのような責任か確認させていただきたい。

6. 出願期日について(19条)

(1) 第19条における出願日認定要件はシンガポール条約5条と相違するのではないかと考えられ、また、出願日認定要件を満たしていない場合の補完手続に関する記載がないと思われるが、これらの点について確認させていただきたい。

(2) また、「出願手続きが基本的に完備されるまたは出願文書が基本的に規定に合致するものの、補正の必要な場合」と説明されているが、どのような場合を想定しているのか確認させていただきたい。

7. 分割出願時期について(21条)

分割出願時期を明記されるようお願いしたい。(産業界からも同意見あり)

8. ディスクレーマー(権利不要求)について(22条)

第22条の規定はディスクレーマーを導入するものであるか確認させていただきたい。

9. 馳名商標のリスト化による保護について(26条及び27条)

第26条第2項に規定されるように、馳名商標については、商標局が認定した馳名商標には手厚い保護が与えられるものであるが、認定されていない馳名商標との保護の程度の差が大きい。商標局から認定されていない馳名商標に対しても同等の保護が与えられるようご検討をお願いしたい。また、商標局による認定のみが馳名商標の要件となっているが、評審委員会や地方工務局において認定された商標についても同等の保護が与えられるようご検討をお願いしたい。(産業界からも同意見あり)

10. 地名に関する拒絶理由(26条及び27条)

現行の第10条に規定されている「県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名」の削除により、外国の地名について保護が無くなることを懸念している。外国地名と関連の深い商品・役務については改正案第27条(2)で拒絶されるのか否か、第26条(12)で拒絶されるのか否か確認させていただきたい。

(産業界からも同意見あり)

11. 拒絶理由及び応答期間等(26条、27条及び36条)

附則において意見書の提出の機会が規定されたことは歓迎する。

第26条及び第36条に規定する拒絶理由に対する意見書の提出や、第42条「文書の審査と受理」、第44条「却下再審」、第46条「異議案件を審理する簡易手続き」、第57条「商標登録の審判の司法救済」及び第75条「職権に基づく無効と取消の司法救済」についても、第19条と同様、外国人に対して2ヶ月の提出期間を設けていただけるようお願いしたい。(産業界からも同意見あり)

12. 調査レポートについて(29条)

第29条に規定された相対的拒絶理由に関連して、例えばOHIMでは、先行商標に関するサー

チレポートの結果を関係者へ送付しているが、そのような措置を実施していただけるようお願いしたい。(産業界からも同意見あり)

13. 一定の知名度を有する登録商標と類似する商標の登録排除(30条)

改正案30条2項について、一定の知名度を有する登録商標と同一なものだけでなく、類似する商標についても登録を排除して頂くようお願いしたい。(産業界からも同意見あり)

14. 先行権利について(31条)

第31条において先行権利に関する規定が明確化されたことを歓迎する。しかしながら、先行権利と抵触する商標は当然拒絶されるべきものであって、「発効の判決の確定を経た場合」(36条)のみに限定すべきではないと考えるが、この点についてご検討をお願いしたい。

15. 相対的拒絶理由の審査廃止について(36条)

(1)相対的拒絶理由があることを知りながら商標出願して不正登録を得ることを助長することの無いような施策・啓蒙活動及び外国人にも配慮したインフラ整備等をお願いしたい。

(2)相対的拒絶理由の審査を取りやめることで、異議申立や審判請求件数の増加が見込まれるが、異議申立や審判請求の処理促進、安定した権利の早期付与を行うため、商標局と評審委員会とのバランスのとれた役割分担をお願いしたい。

(3)第36条に関連して、何人も商標の審査に有用な情報を提供できる情報提供制度を新設し、審査の的確性の向上を図り、登録すべきでない商標を拒絶することについてご対応をお願いしたい。

16. 出願の査定、公告及び商標権の計算開始期日について(37条)

2回の登録の公告を1回の公告と変更することについて、公告された商標が、その後異議がなされたのか、異議がなされた場合、異議によって却下されたのか、されなかったのか等について、公衆にどのように情報を開示する予定であるか確認させていただきたい。

17. 商標審査の時限(38条)

第38条において、商標出願の審査時限が明記されたことは歓迎する。

当該改正案施行時において、既に出願から12ヶ月を経過した案件を含め、係属中の案件に対する経過措置等について確認させていただきたい。

18. 訂正(39条)

第39条において、訂正手続きが可能である旨規定されているが、訂正可能な時期を明確化することについてご検討をお願いしたい。

19. 撤回された審判請求について(43条)

第43条において、撤回された審判請求は再度受理しない旨規定されている。再度審判請求できない対象となる者は、審判請求を取り下げた者に限定されることについてご検討をお願いしたい。

20. 異議申立理由の制限について(45条)

第45条第1項において、改正案36条に規定された拒絶理由等は異議申立ての理由の対象外となっているが、改正案36条に規定された拒絶理由等についても異議申立が可能となるようご検討をお願いしたい。(産業界からも同意見あり)。

21. 異議申立人の制限について(45条)

第45条第1項において、異議申立人を先行商標の所有者又は地理的表示の所有者に限定しているが、未登録の周知商標の所有者及び商標権の使用権者(ライセンサー)についても認められるとの理解でよいか確認させていただきたい。

22. 異議案件審理の簡易手続き(46条)

第46条においては、商標評審委員会は審議を経て異議不成立となった場合直接裁定を下すことができる旨規定されているが、異議申立の早期解決に資する規定であり評価できる。

23. 取消の事由について(49条)

第49条の規定に関し、他人が不使用取消請求を行うことを知ったために、当該取消請求前の3か月以内に使用し始めたものについては使用と認められず取消の対象となる旨規定すべきであり、さらに、当該期間の使用であっても、正当な理由があることを商標権者が明らかにした場合には当該商標権は取消にならないような規定とすることについてご検討をお願いしたい。

25. 登録商標の無効宣告について(51条)

現行条文において定められている「その他の不正な手段で登録を得た場合」が、改正案第51条では削除されているが、このような手段で登録された商標についても無効宣告の裁定を行うべきであり、現行条文同様、「その他の不正な手段で登録を得た場合」を規定していただけるようご検討をお願いしたい。

26. 無効宣告の時限について(54条)

不正登録の場合、無効審判の除斥期間は5年に限るべきでなく、馳名商標だけでなく、全ての不正登録について除斥期間は設けないようご検討をお願いしたい。(産業界から同意見あり)

27. 無効審判について(56条)

第56条において、「登録の日」から無効とされる旨規定されているが、「公告の日」とする方が適切ではないかと考えるが、この点についてご検討をお願いしたい。

28. パリ条約との関係(62条)

第62条に規定される更新手続期間の延長について、「延長期間を与えることができる」等の規定はパリ条約5条の2(1)に違反するのではないかと考えられるため、この点についてご検討をお願いしたい。

29. 商標の更新及び期限(62条)

更新登録は審査され許可されるようだが、シンガポール条約においては更新時の実体審査は禁止されているので、本条にいう審査とは、方式的な審査と理解して良いか確認させていただきたい。

30. 一括譲渡について(65条)

第65条の削除についてご検討をお願いしたい。

譲渡は当事者の同意に基づくものであり、登録についての第14条第1項但し書きとの関係上、譲渡についても同様に同一・類似を考慮することなく可能とすることが妥当である。また、問題が生じた場合には、48条(2)において対応できているのではないかと考える。

31. 商標権侵害行為(82条)

第82条において、輸出や輸入も行為類型に追加することについてご検討をお願いしたい。(産業界からも同意見あり)

32. 商標の同一又は類似(83条)

音、香りなどの新しいタイプの商標には対応していないように思われる。例えば、非視覚的な商標の同一性についてはどのように判断する予定なのか確認させていただきたい。

33. 権利侵害の鑑定の結論について(89条)

鑑定の結論を商標局に提供することの法的効果はどのようなものか確認させていただきたい。(産業界からも同意見あり)

34. 他人の馳名商標の使用に対する行政罰(90条及び92条)

過料の上限引上げ等罰則の強化による商標保護の強化を歓迎。また、再犯者に対しては初犯より重い過料を課す等、累進的な罰則の導入についてもご検討をお願いしたい。

35. 商標刑事犯罪(101条)

第101条において、「類似商品にその商標登録と類似の商標を使用」についても規定し、刑事責任を追及すべきであると考えられるところ、この点についてご対応をお願いしたい。(産業界からも同意見あり)

36. 地理的表示の一般原則(117条)

TRIPS協定第23条に基づく、ワイン・スピリッツのGIに関する誤認混同を要件としない保護については、どのように担保されているのか確認させていただきたい。

37. シンガポール条約との関係(140条)

第140条については、シンガポール条約第14条第1項の規定される期間満了前の救済に対応するものであるが、同条約第14条第2項に規定される期間満了後の救済に対応する規定が別途必要となるのではないかと考えるが、この点について確認させていただきたい。

また、シンガポール条約14条によると、却下前の意見を述べる期間だけでなく、全ての期間の満了後の申請に基づく期間の延長又は権利の回復等の期間の救済が必要となるのではないかと考えるが、この点について確認させていただきたい。

38. 経過措置等について

当該改正案は、現行商標法と大きく異なるものであり、現在係属中の商標出願や異議申立に関する経過措置についてどのように考えられているか確認させていただきたい。